

(案)

札幌市成年後見制度

利用促進基本計画

(2020年10月~2023年度)

はじめに

市長挨拶文 掲載予定

2020 年（令和 2 年）9 月

札幌市長 秋元 克広

目次

第1章 計画の策定にあたって1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
 - (1) 計画の根拠
 - (2) 市の総合計画との関係性
 - (3) 市の他の個別計画との関係性
- 3 計画期間
- 4 計画の策定体制
 - (1) 「札幌市地域福祉社会計画審議会」及び「権利擁護部会」の設置
 - (2) 札幌市内部の検討体制
 - (3) 市民意見の公募と計画への反映
 - (4) 成年後見制度に関する市民意識調査

第2章 計画策定の背景9

- 1 国の動向
 - (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律
 - (2) 成年後見制度利用促進基本計画
- 2 成年後見制度を取り巻く現状
 - (1) 全国における成年後見制度の利用状況
 - (2) 札幌市の成年後見制度の利用状況
 - (3) 札幌市の認知症高齢者の状況
 - (4) 札幌市の知的障がい者及び精神障がい者の状況
 - (5) 成年後見制度に関する事業の現状
 - (6) 成年後見制度に関する市民意識調査の結果
- 3 成年後見制度に関する課題

第3章 計画の理念・目標と施策の体系28

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系

第4章 施策の展開 32

基本目標Ⅰ 成年後見制度を促進するための体制を整備します

- 1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築 34
 - (1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置
 - (2) 地域連携ネットワークの機能の整備
 - (3) 専門職団体や関係機関による協議会の設置
 - (4) チームによる後見活動の推進

基本目標Ⅱ 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます

- 2 制度利用につながる情報提供や相談の実施 39
 - (1) 制度周知のための広報・啓発活動
 - (2) 関係機関の職員に対する研修の実施
 - (3) 権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進
 - (4) 成年後見制度の利用に関する相談の実施
- 3 成年後見制度利用支援事業の推進 42
 - (1) 市長申立ての実施
 - (2) 申立費用及び報酬費用助成の実施
- 4 後見人となる人材の育成・活用 43
 - (1) 市民後見人の養成
 - (2) 法人後見事業の推進
- 5 権利擁護支援に関する検討の場の整備 45
 - (1) 日常生活自立支援事業からの移行支援
 - (2) 適切な候補者を推薦するための仕組みづくり

基本目標Ⅲ 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

- 6 後見活動を支援する仕組みづくり 48
 - (1) 後見活動に関する相談体制の整備
 - (2) チームに対する支援
 - (3) 専門職等との連携の強化

第5章 計画の推進について 50

計画の推進体制

- (1) 市民、関係団体、行政等による連携した計画の推進
- (2) 計画の進行管理・評価
- (3) 成果指標

資料編 52

1 権利擁護部会

- (1) 権利擁護部会委員名簿
- (2) 権利擁護部会での検討経過

2 パブリックコメント

- (1) 実施概要
- (2) 意見概要

今後作成予定

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が十分ではない方の権利や財産を守るため、財産管理や契約を代わって行う成年後見人、保佐人、補助人(以下「成年後見人等」という。)を選任する制度であり、1999年(平成11年)の民法の一部改正により、従来の禁治産者制度が見直され、2000年(平成12年)4月から開始しています。ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、この点を踏まえて、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されました。

また、今後も、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。

しかしながら、近年の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況といえます。

そこで、国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定、実施するため、2016年(平成28年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)を施行し、2017年(平成29年)3月には、促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国基本計画」という。)を閣議決定しました。

本市においても、制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を進める対応が必要となることから、成年後見制度の利用の促進に関する施策の体系を整理し、総合的かつ計画的に推進するため、「札幌市成年後見制度利用促進基本計画」(以下「本計画」という。)を策定することといたしました。

この計画では、市民、関係団体、行政等が連携して権利擁護支援に取り組むことで、「一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ」を実現することを目的としています。

成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどにより、判断能力が十分ではない方(以下「本人」という。))について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。

● 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結びます。本人の判断能力が低下した場合に家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

● 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が 不十分な方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 全くない方
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為(※1)	申立てにより裁判所が定める行為(※2)	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為(※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消しできる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります

※3 補助開始の審判、補助人の同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要です。

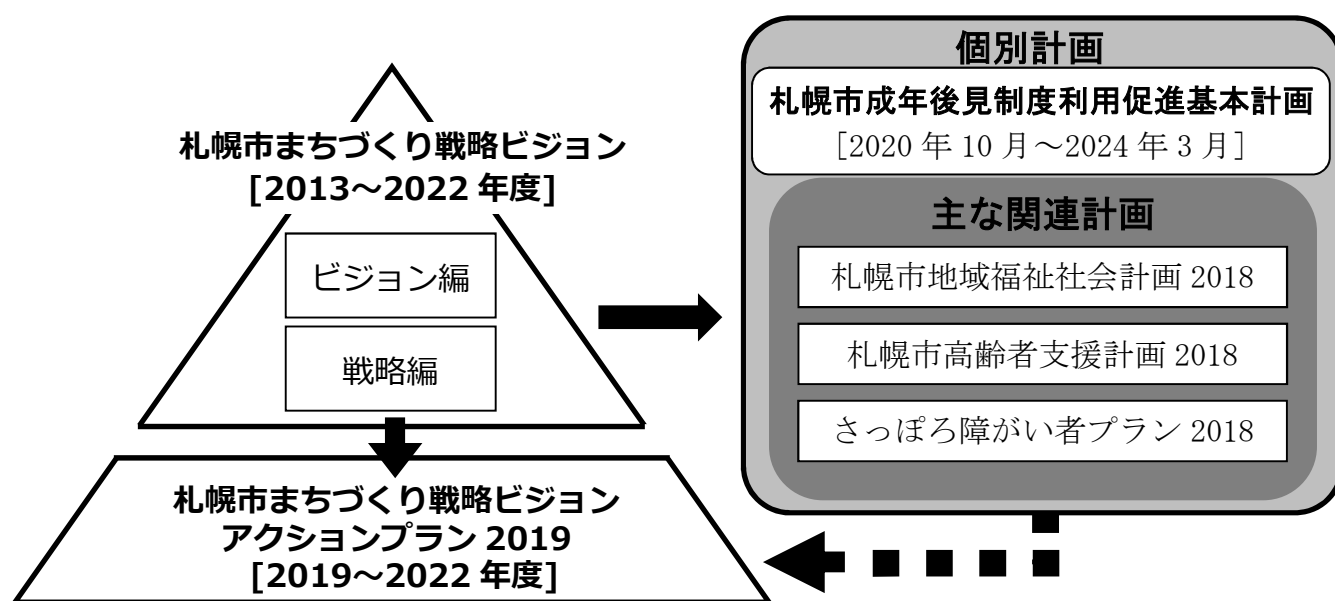
2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

本計画は、促進法第 14 条第 1 項に基づく市町村が定める基本的な計画であり、本市における成年後見制度の利用促進に関する事項を一体的に定める計画です。

(2) 市の総合計画との関係性

本計画は、総合計画である札幌市まちづくり戦略ビジョン[2013 年(平成 25 年)策定]の基本的な方向に沿って策定することとされている個別計画の一つとして位置づけられ、本市の成年後見制度の利用促進に関する施策を具体化するものです。



(3) 市の他の個別計画との関係性

本市では、対象(高齢者、障がいのある方など)ごとや部門(福祉・医療など)ごとに個別計画を策定し、各種施策を推進しています。本計画は、成年後見制度に関する個別計画であり、体系上の関連計画である「札幌市地域福祉社会計画 2018」と一体的に取り組み、「札幌市高齢者計画 2018」「さっぽろ障がい者プラン 2018」との整合、連携を図ります。

4 計画の策定体制

(1) 「札幌市地域福祉社会計画審議会」及び「権利擁護部会」の設置

促進法第14条第2項において、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会などの合議制の機関を置くよう努めることとされています。

これを受け、本市では、地域福祉計画及び成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画及び事項について調査審議する「札幌市地域福祉社会計画審議会」を条例設置しました。

本計画の策定にあたっては、成年後見制度に関する専門的な事項について審議を要することから、医療・福祉・学識経験者に加え、成年後見制度に関する福祉関係者や法律分野の専門職で構成される「権利擁護部会」を当審議会内に設置し、全5回の審議を経て、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

札幌市地域福祉社会計画審議会(地域福祉に関連する関係者で構成)
地域福祉社会計画に関する調査及び審議

権利擁護部会

(札幌市附属機関設置条例第6条第1項により設置)

(成年後見制度に関連する福祉関係者や法律分野の専門職で構成)
成年後見制度利用促進基本計画に関する調査及び審議

【札幌市附属機関設置条例第6条】

第1項 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会その他これに類する組織を置くことができる。

第2項 附属機関は、その定めるところにより、部会等の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(2) 札幌市内部の検討体制

成年後見制度における市の関係課において、内容及び関連施策との整合性について横断的な検討を行いました。

(3) 市民意見の公募と計画への反映

市民の多様な意見を考慮して施策を定めるため、パブリックコメントを実施いたしました(今後、実施予定)。

- ・意見募集期間
- ・意見募集方法
- ・主な資料公表場所を掲載
(概要は資料編に掲載予定)

(4) 成年後見制度に関する市民意識調査

成年後見制度の認知度や将来的な制度利用意向など、市民の意識やニーズを把握することを目的として、アンケートを実施しました。

- ・調査期間 2018 年(平成 30 年) 12 月 7 日(金)～ 12 月 21 日(金)
- ・調査方法 郵送による調査票の送付
- ・調査対象 満 18 歳以上の市民から無作為抽出した 5,000 人
- ・有効回答数 2,394 通(47.9 %)
(概要は第 2 章に掲載)

成年後見制度の利用に関する法律（平成二十八年法律第二十九号） 抜粋

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

第2章

計画策定の背景

1 国の動向

(1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

国は、2016年(平成28年)5月、財産管理や日常生活等に支障がある人を支援するための重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、制度利用の促進についての基本理念や国・地方公共団体の責務などを定めた促進法を施行しました。

促進法では、市町村の区域において、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることと規定されたほか、制度の利用促進に関する基本的な事項を調査審議するための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることと規定されました。

成年後見制度の理念の尊重

① ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

② 自己決定権の尊重

成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

③ 身上の保護の重視

成年被後見人等の財産の管理のみならず、成年被後見人の心身や生活の状況に配慮して健康や療養等に関する法律行為を行うこと。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画

国は、2017年(平成29年)3月、促進法第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国基本計画を閣議決定しました。

国基本計画では、成年後見人等が本人の財産管理のみを重視するのではなく、本人の意思を丁寧にくみ取りながら権利を擁護していく意思決定支援・身上保護も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めるものとしています。

また、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に支援につなげる地域連携の仕組み（以下「地域連携ネットワーク」という。）を構築することを市町村の役割としました。

そのため、市町村においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて積極的な役割を果たすとともに、当該ネットワークの役割に資する機能の段階的・計画的な整備に向け、市町村計画を定めるよう努めるものとされました。

国基本計画が規定する地域連携ネットワークの3つの役割

① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず、必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。

② 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

2 成年後見制度を取り巻く現状

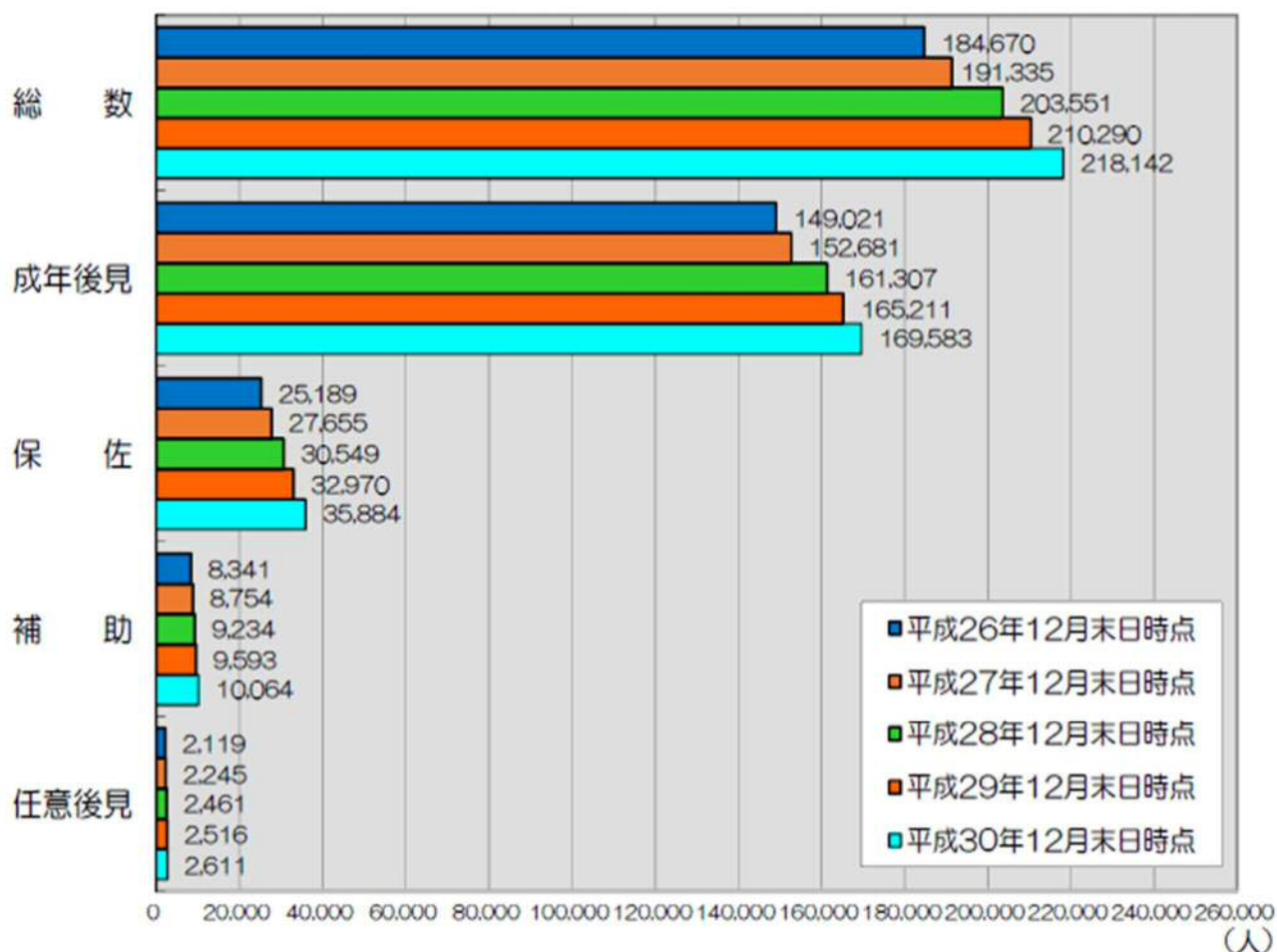
(1) 全国における成年後見制度の利用状況

全国の成年後見制度利用者数は、各類型のいずれにおいても年々増加しており、2014年(平成26年)12月末日時点から2018年(平成30年)12月末日時点の4年間で約18.1%増加しています。

今後、認知症高齢者等の増加が見込まれ、当該制度の需要は一層高まるものと考えられていますが、各類型の利用割合を比較すると、2018年(平成30年)12月末日時点では成年後見の利用が全体の約8割を占め、他の類型と大きな差が生じています。

利用者の自発的意思を尊重し、能力に応じた対応を可能にする観点から、任意後見が適切かつ安心して利用されるとともに、保佐及び補助の利用促進を図るための取組が求められています。

・成年後見制度利用者数の推移（全国）

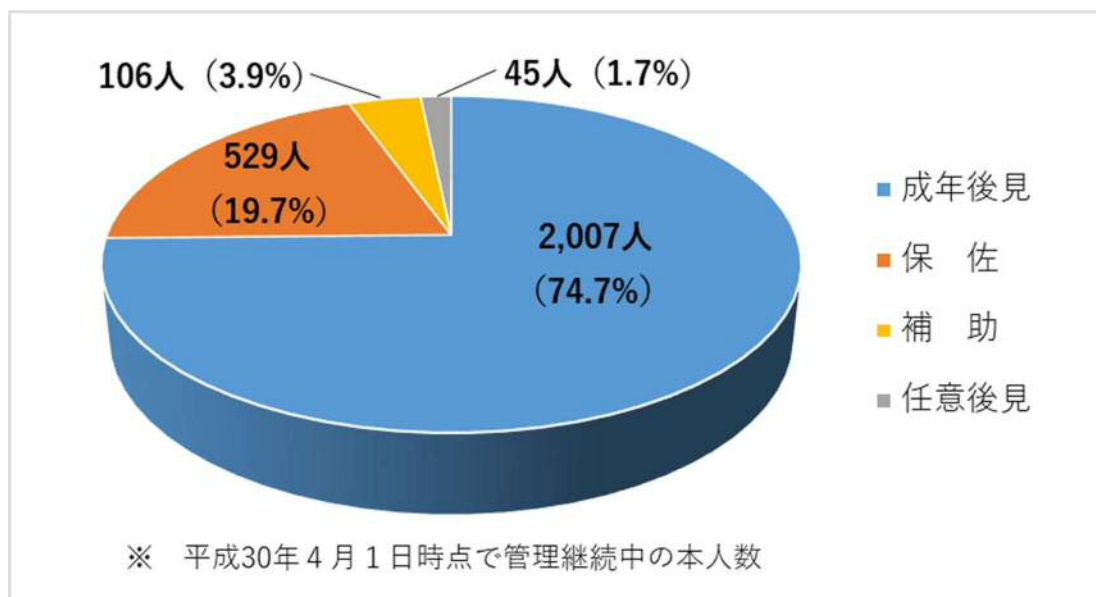


〈資料〉最高裁判所「成年後見関係事件の概況」

(2) 札幌市の成年後見制度の利用状況

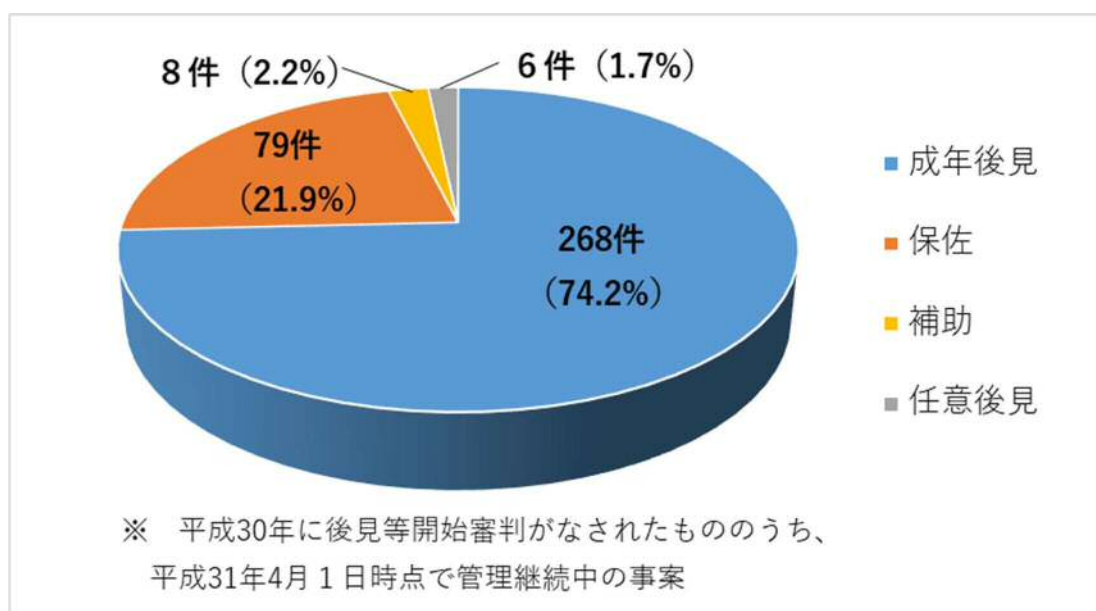
本市の成年後見制度の利用者数は、2019 年(平成 31 年)4 月 1 日時点で 2,687 人であり、全国的な各類型の利用割合と同様、保佐、補助及び任意後見が低い状況にあります。

・札幌市の成年後見制度利用者数



また、2018 年(平成 30 年)の本市における成年後見制度の申立件数は 361 件であり、制度の利用者数と同様に成年後見の割合が高く、その他の類型は低い状況にあります。

・札幌市の成年後見等申立件数



〈資料〉札幌家庭裁判所（概数）

(3) 札幌市の認知症高齢者の状況

本市の要介護等認定者に占める認知症高齢者(「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者)は、2019年(平成31年)4月1日時点で56,749人であり、高齢者のおよそ10人に1人が認知症という状況です。

また、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は年々増加することが見込まれており、2025年(令和7年)には、高齢者のおよそ8人に1人が認知症という状況になる可能性があります。

認知症高齢者の考え方

要介護等認定を受けている方のうち、主治医意見書に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方を認知症高齢者としています。

- ・ 日常生活自立度Ⅱ…日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態
- ・ 日常生活自立度Ⅲ…日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態
- ・ 日常生活自立度Ⅳ…日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態
- ・ 日常生活自立度Ⅴ…著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態

・ 札幌市の認知症高齢者数及び高齢者人口に占める割合の将来見通し



〈資料〉札幌市高齢者支援計画 2018（各年 10 月 1 日時点）

なお、本市の高齢者人口に占める認知症高齢者の割合は、65 歳から 69 歳の場合は 1.4%ですが、年齢が高くなるにつれて上昇しており、90 歳以上では 53.0%に達し、およそ 2 人に 1 人が認知症という状況です。

・ 札幌市の高齢者人口に占める認知症高齢者の割合（年齢別）

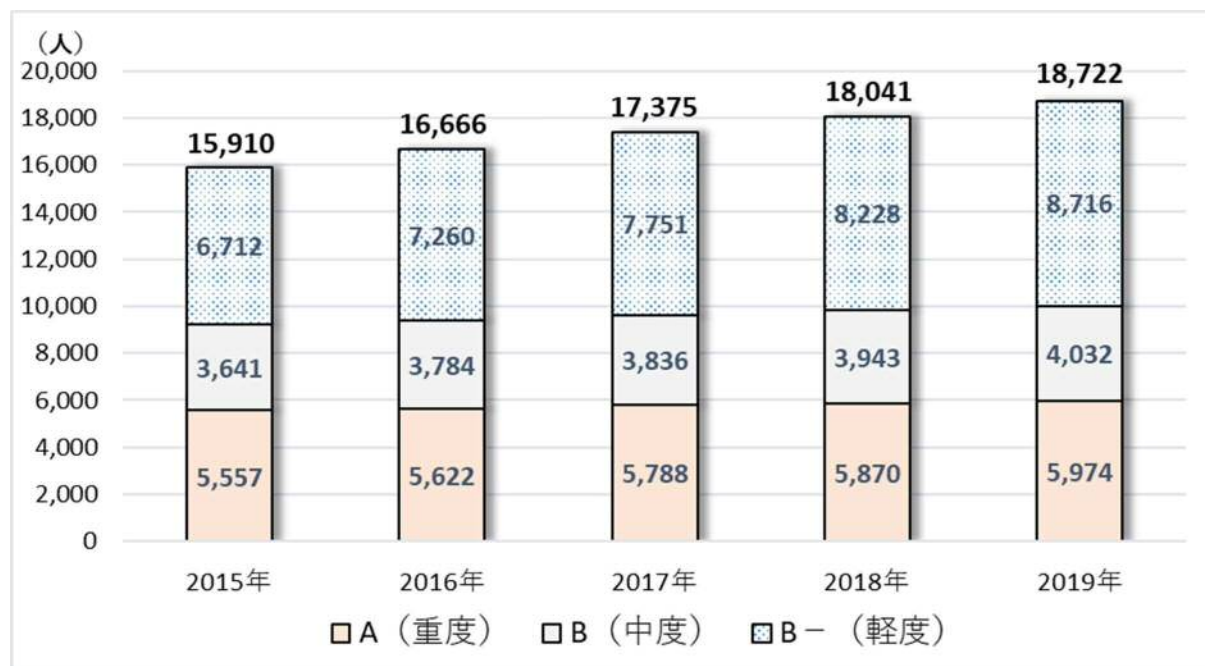
年 齢 区 分	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳以上
割 合	1.4%	3.1%	7.0%	16.1%	31.1%	53.0%

〈資料〉札幌市（2019 年(平成 31 年)4 月 1 日時点）

(4) 札幌市の知的障がい者及び精神障がい者の状況

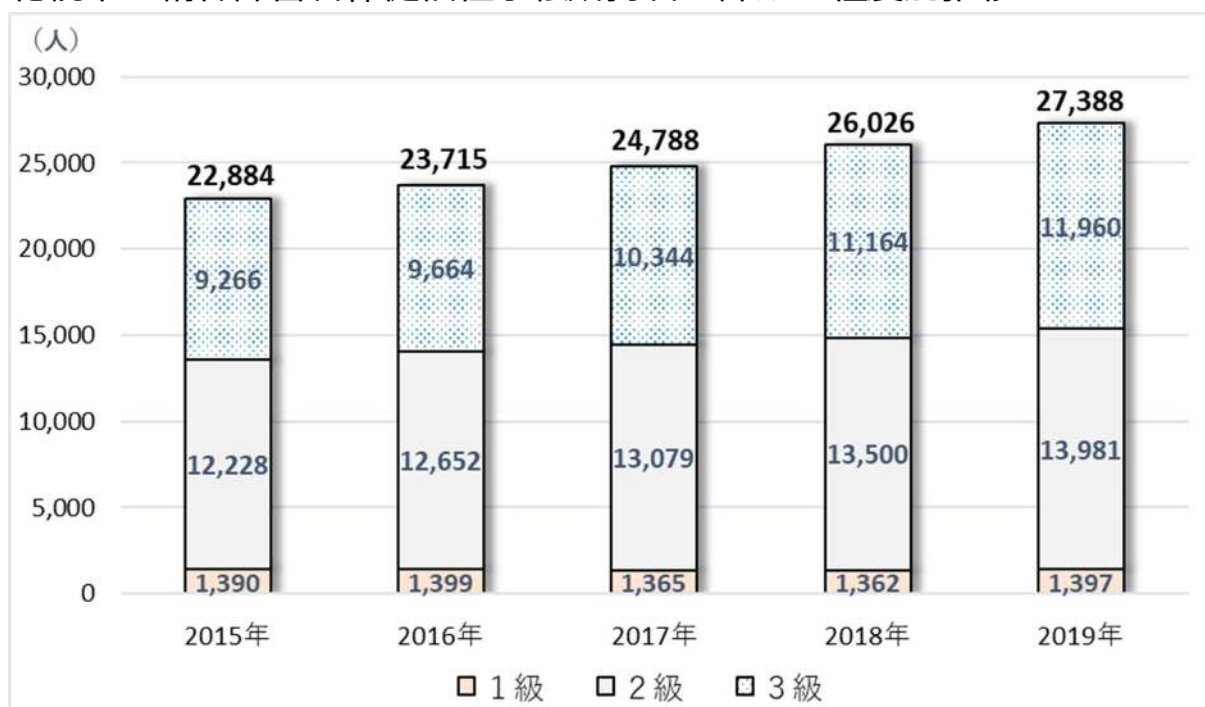
本市の療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、今後も増加することが見込まれています。

・札幌市の療育手帳所持者の障がい程度別推移



〈資料〉札幌市（各年3月31日時点）

・札幌市の精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい程度別推移



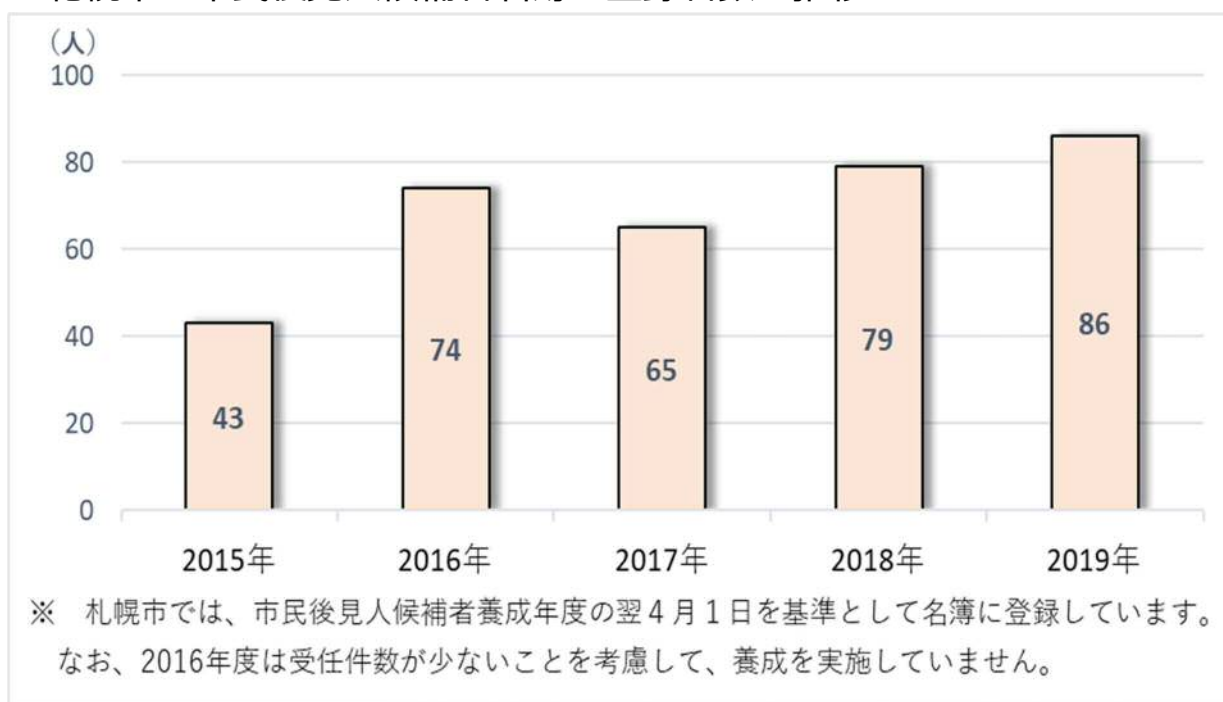
〈資料〉札幌市（各年3月31日時点）

(5) 成年後見制度に関する事業の現状

ア 市民後見推進事業

本市では、認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度の需要に対応するため、2014 年度(平成 26 年度)から、弁護士等の専門職以外の市民が成年後見人等として活動する「市民後見人」を養成するとともに、市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦する取組を行っています。

・ 札幌市の市民後見人候補者名簿の登録者数の推移



〈資料〉札幌市（各年4月1日時点）

また、本市では、1人の成年被後見人等に2人の市民後見人が就任して後見業務を実施しています。これは、市民後見人相互で協力しながら本人を支援することや、より多くの後見活動経験者を輩出するだけでなく、相互牽制による不正防止を図る点で有効です。

なお、市民後見人による受任件数は年々増加しており、今後も増加することが見込まれています。

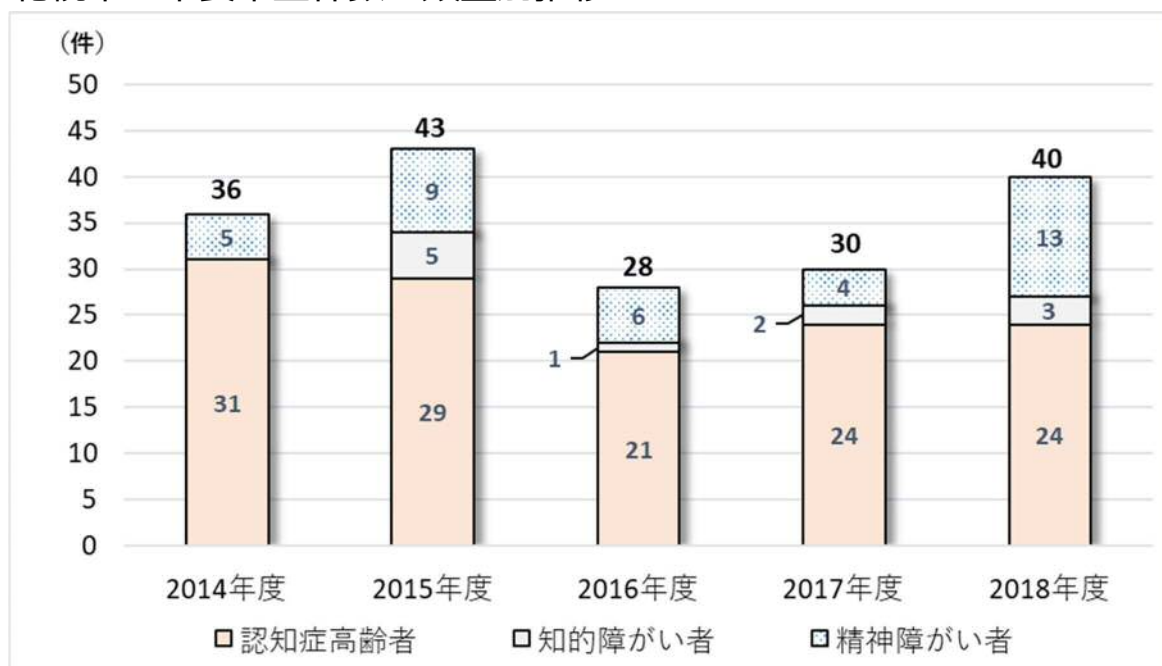
・ 札幌市の市民後見人の受任件数（累計）

2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
1 件	6 件	10 件	15 件

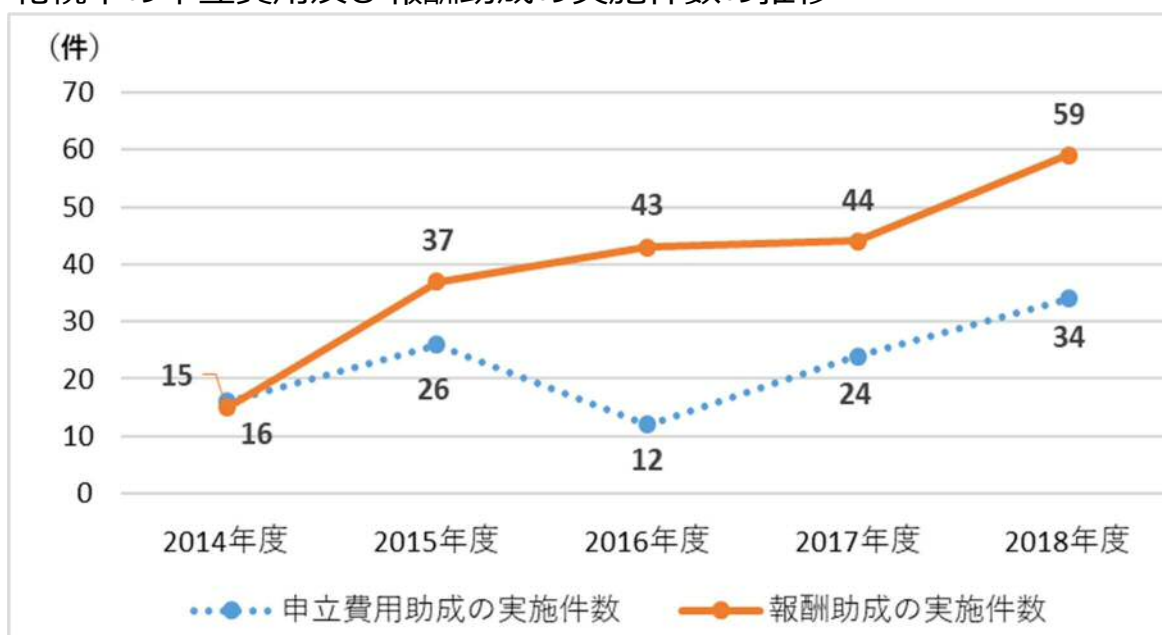
イ 成年後見制度利用支援事業

本市に居住する身寄りのない認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の財産管理等を行う必要がある場合、市長が家庭裁判所に対して成年後見等開始の審判を申立てることができ、その申立てに係る費用や成年後見人等の報酬を助成しています。

・札幌市の市長申立件数の類型別推移



・札幌市の申立費用及び報酬助成の実施件数の推移



〈資料〉札幌市

ウ 日常生活自立支援事業

札幌市社会福祉協議会では、判断能力が不十分なため、日常生活を送るうえで支障がある方に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスなどを行っており、本市ではその活動を支援していますが、契約件数は年々減少しています。

・日常生活自立支援事業の実契約件数の推移



〈資料〉札幌市社会福祉協議会(各年度末日時点)

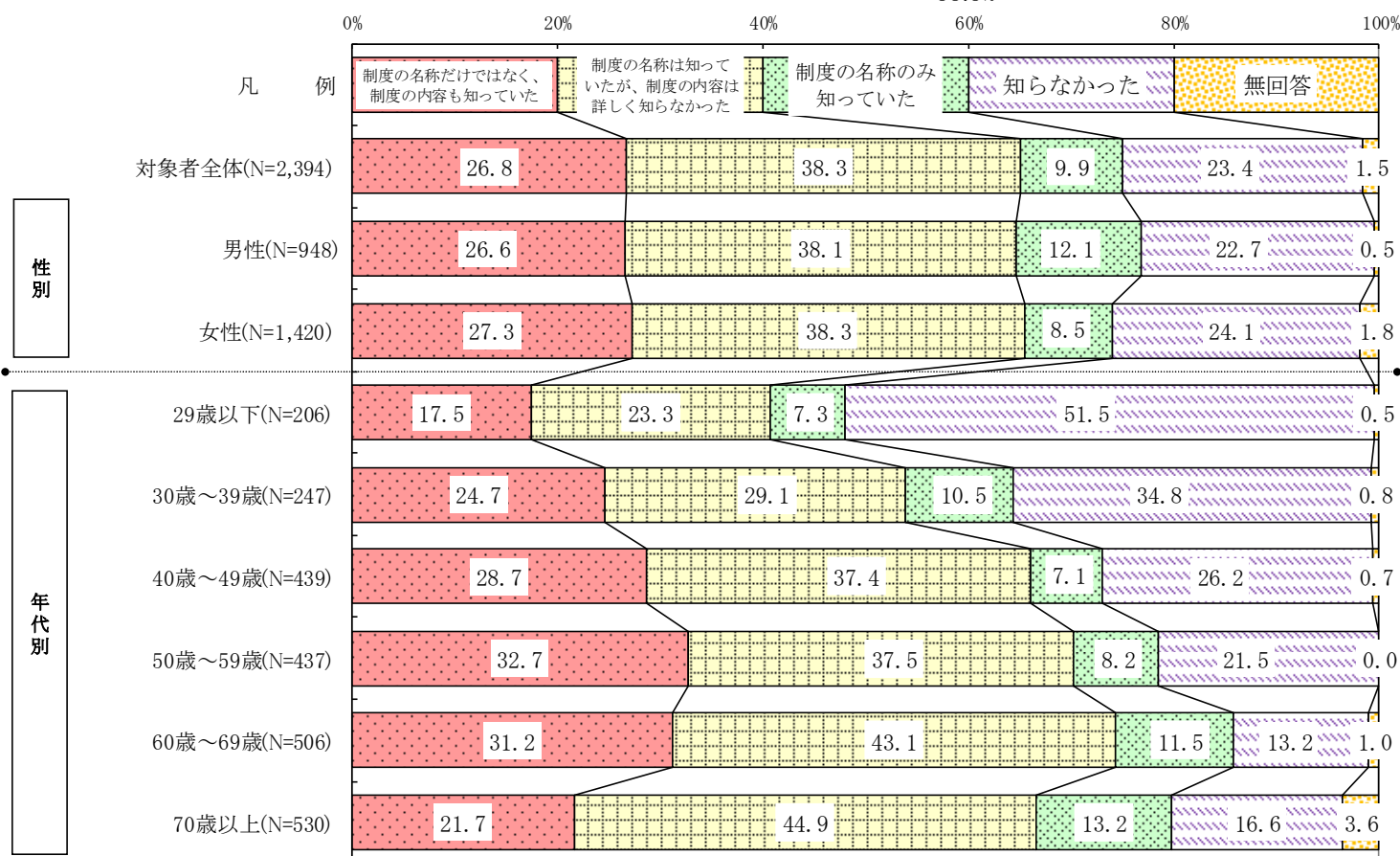
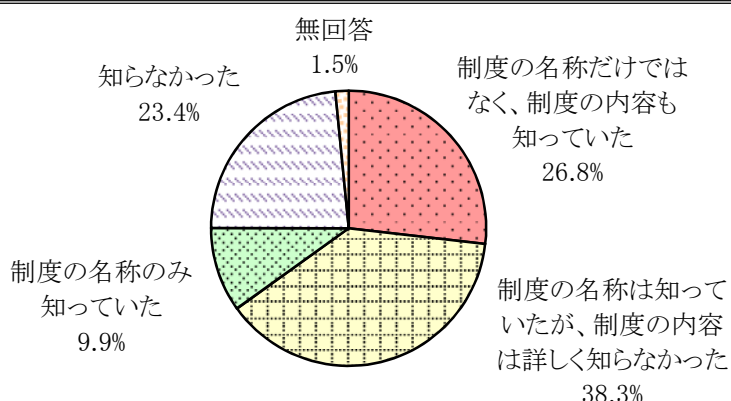
(6) 成年後見制度に関する市民意識調査の結果

2018 年(平成 30 年)12 月、無作為に抽出した札幌市民 5,000 人（満 18 歳以上の男女）を対象として、成年後見制度に関する意識調査を実施しました。調査票の回収数は 2,394 通、回収率は 47.9%でした。

【問 1】あなたは、成年後見制度を知っていましたか。

成年後見制度について「制度の名称だけでなく、制度の内容も知っていた」人は 26.8%

対象者全体(N=2,394)



問1 成年後見制度の内容を知っていた人………「制度の名称だけでなく、制度の内容も知っていた」

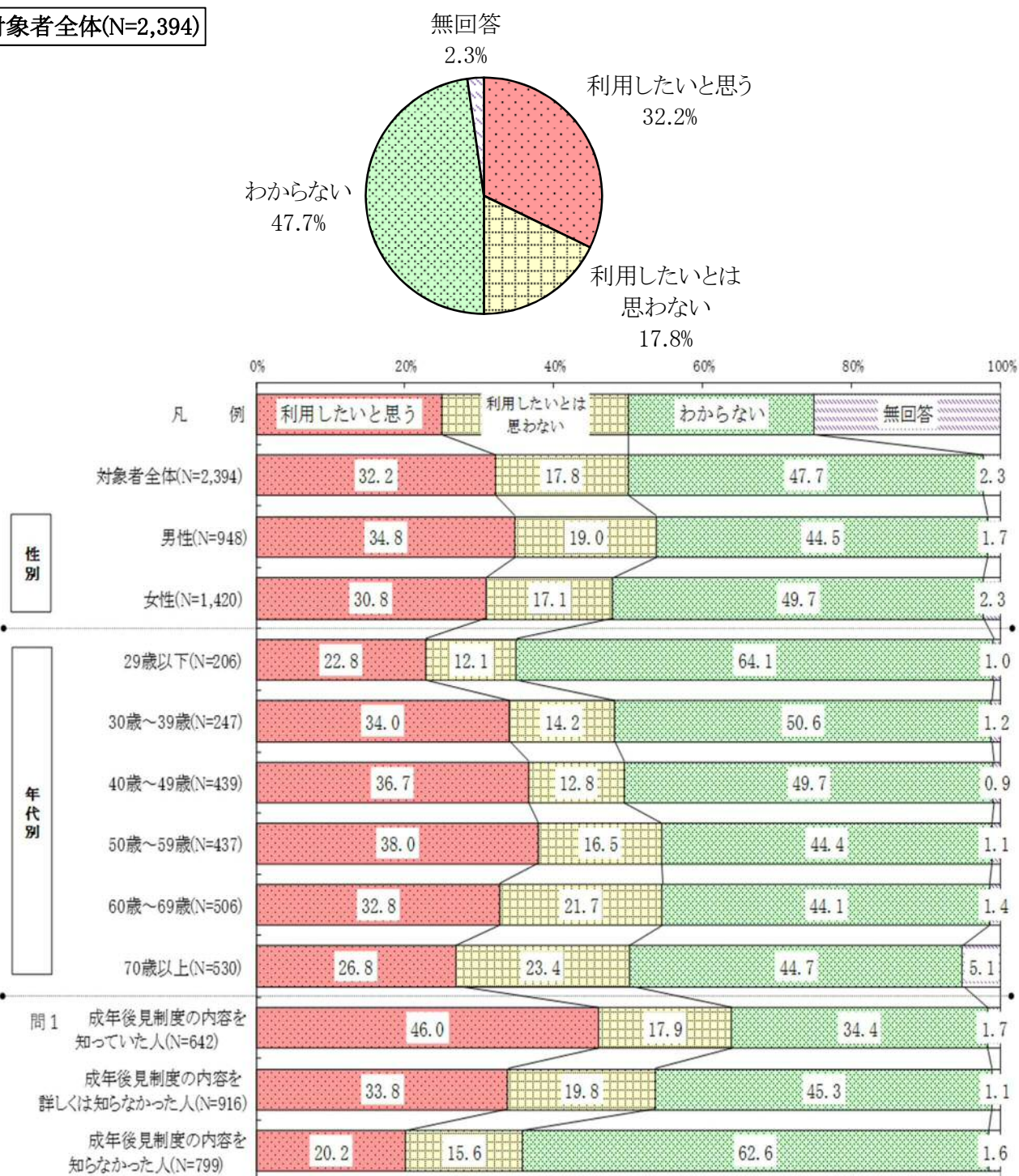
成年後見制度の内容を詳しく知らなかった人……「制度の名称は知っていたが、制度の内容は詳しく知らなかった」

成年後見制度の内容を知らなかった人………「制度の名称のみ知っていた」+「知らなかった」

【問 2】あなたは、将来的にあなた自身の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。

将来的な成年後見制度の利用の意向について、「利用したいと思う」人は 32.2%

対象者全体(N=2,394)



【成年後見制度の内容の認知度別】

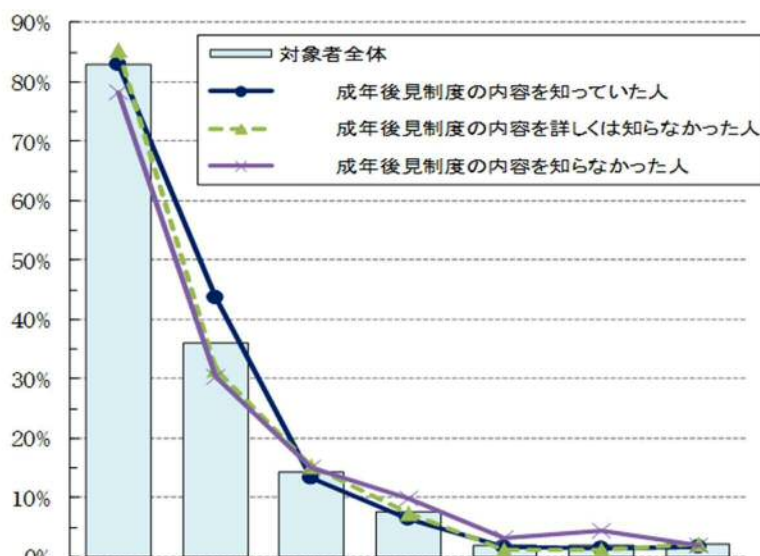
問 1 で“成年後見制度の内容を知っていた”と回答した人は、問 2 で「利用したいと思う」(46.0%)と回答している割合が高く、全体と比較して 13.8%高くなっている。

《問2で、「利用したいと思う」と答えた方にお聞きします》

【問2-1】あなたは、あなた自身の判断能力が低下し、自分の身の回りの契約行為や財産管理などができなくなった場合、誰に後見人となって支援してほしいですか。あてはまるものにいくつ○をつけてください。

後見人となって支援してほしい相手は「配偶者や子どもなどの親族」が82.9%

対象者全体(N=771)



	対象者数	配偶者や子どもなどの親族	弁護士や司法書士などの専門職	社会福祉法人などの団体	市民後見人	誰もかまわない	わからない	無回答
(%)								
対象者全体	771	82.9	36.1	14.4	7.5	1.8	1.9	2.1
《性別》								
男性	330	85.5	36.4	16.1	10.0	2.1	1.5	0.6
女性	438	81.1	35.8	13.2	5.7	1.6	2.3	3.2
《年代別》								
29歳以下	47	78.7	38.3	23.4	8.5	2.1	-	2.1
30歳～39歳	84	82.1	45.2	11.9	4.8	1.2	2.4	3.6
40歳～49歳	161	77.0	41.0	13.0	6.8	3.1	1.2	2.5
50歳～59歳	166	81.9	36.1	16.3	6.0	2.4	3.6	1.2
60歳～69歳	166	83.7	35.5	13.9	8.4	0.6	2.4	2.4
70歳以上	142	91.5	24.6	13.4	9.9	1.4	0.7	1.4
成年後見制度の内容を知っていた人	295	83.1	43.7	13.2	6.4	1.7	1.4	1.7
成年後見制度の内容を詳しくは知らなかった人	310	85.5	31.6	15.2	7.4	1.3	1.3	2.3
成年後見制度の内容を知らなかった人	161	78.3	30.4	14.9	9.9	3.1	4.3	1.9

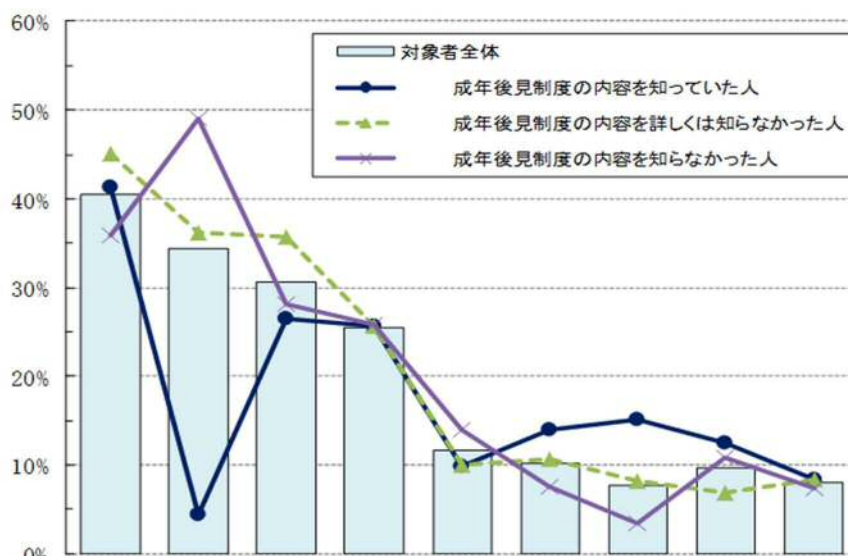
対象者全体スコアと比較し10%以上高い
対象者全体スコアと比較し10%以上低い

《問2で、「利用したいとは思わない」または「わからない」と答えた方にお聞きします》

【問2-2】あなたが、「利用したいとは思わない」または「わからない」と答えた理由は何ですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

利用したいと思わない理由は、「他人に財産管理をされることに抵抗がある」が40.5%

対象者全体(N=1,569)



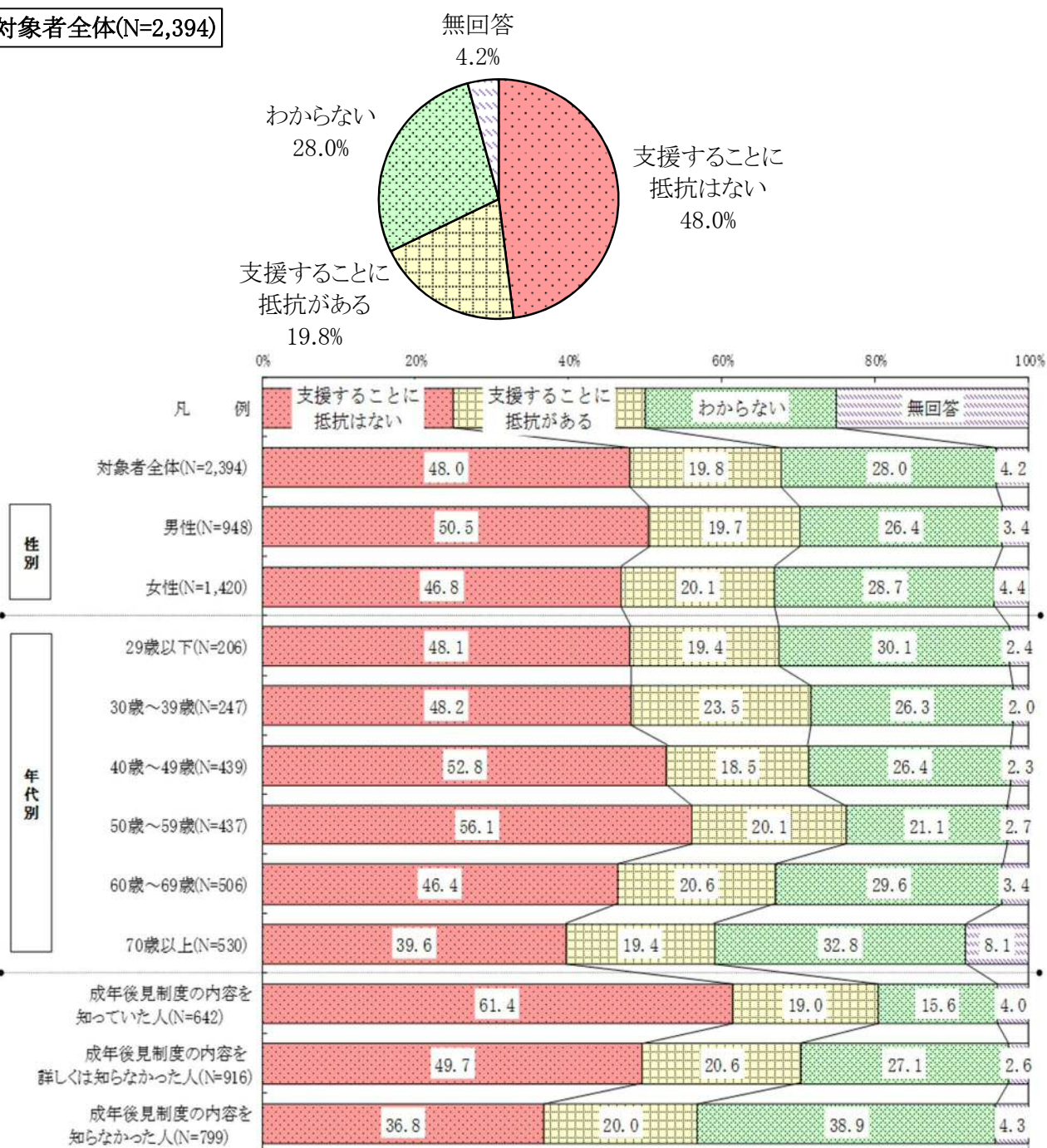
	対象者数	他人に財産管理をされることに抵抗がある	制度の内容や利用方法がよくわからない	制度が複雑そうである	利用するために費用(経済的負担)がかかる	必要性がわからない	制度自体に良いイメージがない	その他	特に理由はない	無回答
(%)										
対象者全体	1,569	40.5	34.4	30.5	25.6	11.7	10.1	7.7	9.8	8.1
《性別》										
男性	602	36.9	32.6	23.4	20.8	12.6	11.0	7.8	10.6	9.6
女性	949	42.7	35.6	35.0	28.6	11.0	9.7	7.8	9.2	7.2
《年代別》										
29歳以下	157	42.7	39.5	40.1	22.3	12.7	7.0	5.1	12.1	2.5
30歳～39歳	160	49.4	40.0	28.8	32.5	13.1	7.5	11.3	5.6	3.8
40歳～49歳	274	48.2	38.3	31.4	26.6	13.1	9.1	6.9	6.9	3.6
50歳～59歳	266	41.4	40.6	32.7	31.2	10.9	13.9	5.6	10.2	5.3
60歳～69歳	333	40.2	28.2	31.8	26.4	11.4	12.9	9.9	9.3	8.7
70歳以上	361	29.1	28.0	23.5	18.0	10.0	8.3	7.8	13.0	17.2
成年後見制度の内容を知っていた人	336	41.4	4.5	26.5	25.6	9.8	14.0	15.2	12.5	8.3
成年後見制度の内容を詳しくは知らなかった人	596	45.1	36.2	35.7	25.7	10.1	10.7	8.2	6.9	8.4
成年後見制度の内容を知らなかった人	625	35.8	49.0	28.2	25.8	13.9	7.5	3.4	10.9	7.4

対象者全体スコアと比較し10%以上高い
対象者全体スコアと比較し10%以上低い

【問3】あなたは、あなたの親族の判断能力が不十分となった場合、親族の後見人となって財産管理をすることに抵抗はありますか。

親族の後見人となって支援を行うことについて、「抵抗はない」人は48.0%

対象者全体(N=2,394)



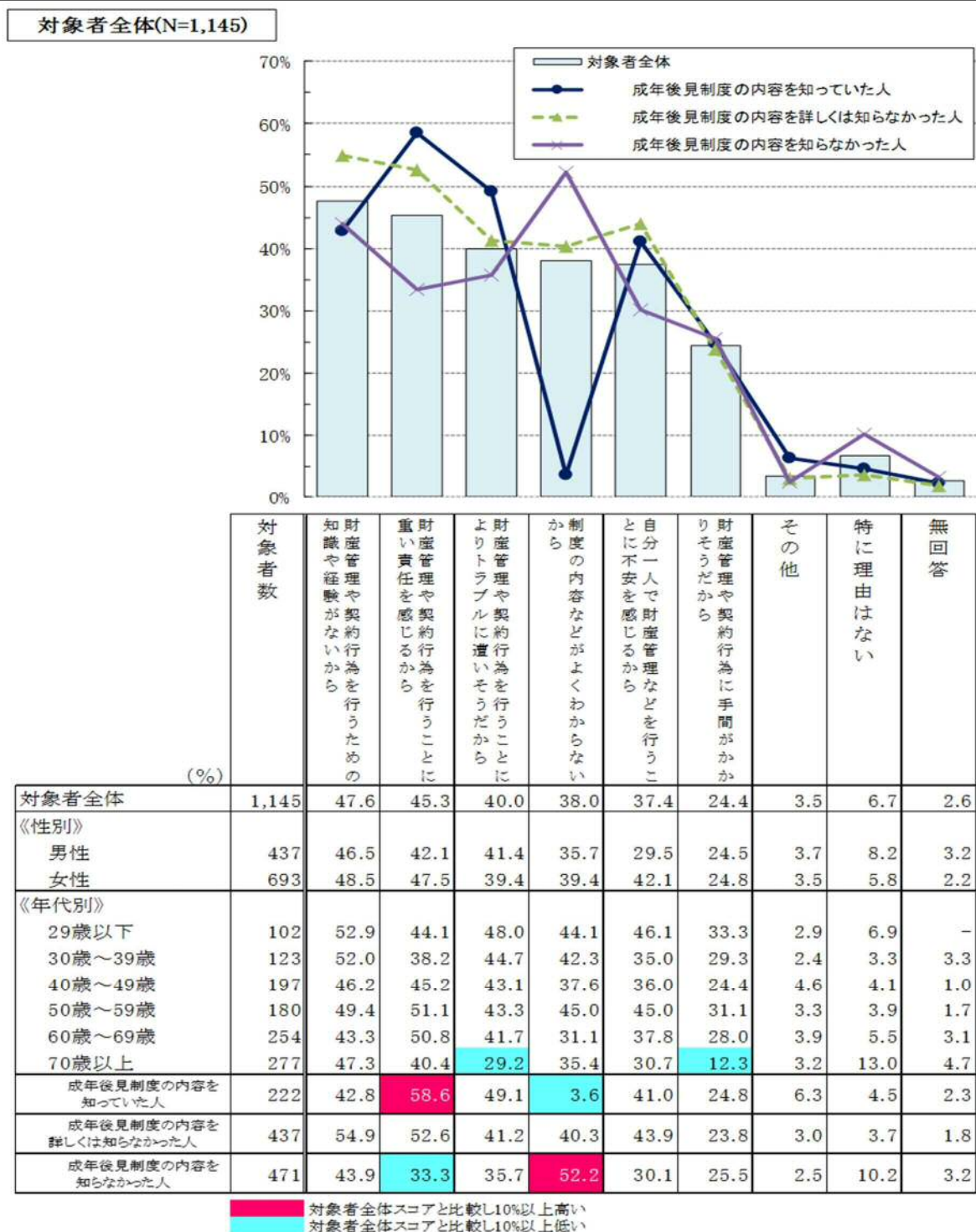
【成年後見制度の内容の認知度別】

問1で“成年後見制度の内容を知っていた”と回答した人は、問3で「支援することに抵抗はない」(61.4%)と回答している割合が高く、全体と比較して13.4%高くなっている。

《問3で、「支援することに抵抗がある」または「わからない」と答えた方にお聞きします》

【問3-1】あなたが、「支援することに抵抗がある」または「わからない」と答えた理由は何ですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

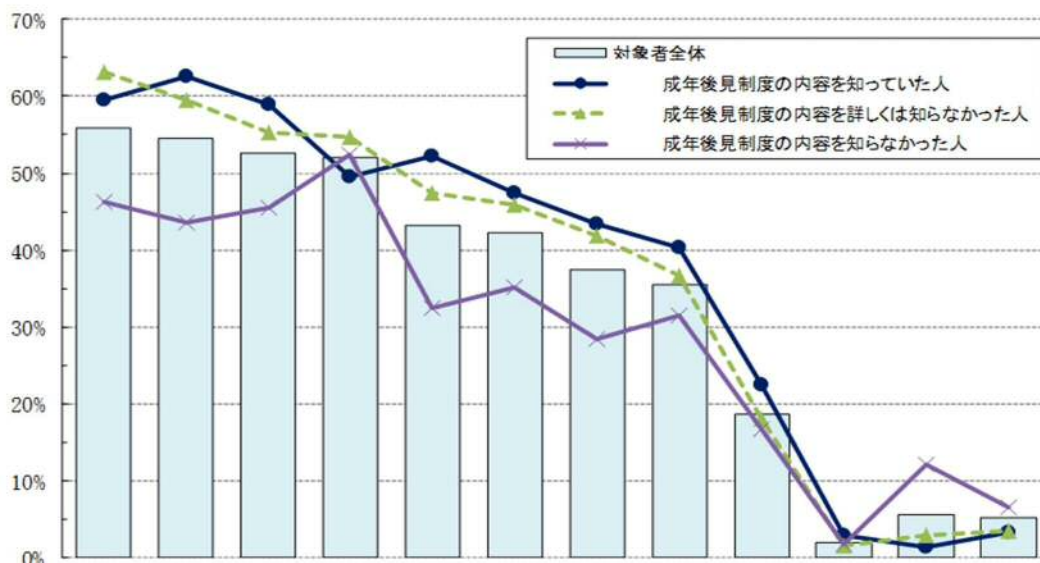
抵抗がある理由は「財産管理や契約行為を行うための知識や経験がないから」が47.6%



【問4】成年後見制度が利用しやすいものとなるためには、どのようなことが重要であると思いますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

成年後見制度が利用しやすくなるために重要なことは、「制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること」が55.9%

対象者全体(N=2,394)



	対象者数	制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること	財産の横領などの不正が行われないような仕組みがあること	制度を利用するための手続きなどの複雑さが解消されること	制度内容を知る機会が充実すること（パンフレットや説明会など）	後見人と医療・介護の関係者などが協力して、本人を支援する体制が整備されること	本人の能力や生活状況を踏まえ、適切な後見人が選任されること	後見活動で法的な問題が生じた場合、弁護士などによる助言が得られる体制が整備されること	成年後見制度を利用するための費用に対する助成制度などが充実すること	弁護士などの専門職だけでなく、市民後見人による支援体制が充実すること	その他	わからない	無回答
(%)													
対象者全体	2,394	55.9	54.5	52.5	52.0	43.1	42.3	37.3	35.5	18.5	1.8	5.5	5.1
《性別》													
男性	948	51.1	49.8	47.4	52.5	38.7	36.9	35.2	31.6	18.9	2.2	6.1	5.4
女性	1,420	59.5	57.9	56.4	51.9	46.3	46.1	38.8	38.2	18.3	1.6	5.1	4.6
《年代別》													
29歳以下	206	52.4	55.3	55.8	60.2	32.5	45.6	33.5	33.0	15.0	2.4	3.4	5.8
30歳～39歳	247	59.9	60.3	53.0	60.7	40.9	42.1	39.7	40.5	15.4	4.5	2.8	3.6
40歳～49歳	439	57.6	58.8	56.0	56.9	46.5	50.3	43.1	40.1	20.5	1.4	5.2	2.7
50歳～59歳	437	64.8	59.5	64.3	53.8	47.4	45.3	42.1	42.1	19.9	1.6	4.1	3.2
60歳～69歳	506	56.7	57.5	50.0	46.0	48.2	40.3	37.9	33.4	19.0	1.8	4.0	5.1
70歳以上	530	46.4	41.5	41.5	45.3	37.4	34.5	28.7	27.0	18.3	1.1	10.6	8.1
成年後見制度の内容を知っていた人	642	59.5	62.6	58.9	49.5	52.2	47.5	43.5	40.3	22.4	2.8	1.2	3.3
成年後見制度の内容を詳しくは知らなかった人	916	63.1	59.5	55.3	54.8	47.4	46.0	41.9	36.6	18.0	1.4	2.8	3.5
成年後見制度の内容を知らなかった人	799	46.2	43.6	45.6	52.3	32.4	35.0	28.4	31.4	16.6	1.6	12.0	6.5

対象者全体スコアと比較し10%以上高い
対象者全体スコアと比較し10%以上低い

3 成年後見制度に関する課題

本市における成年後見制度の利用状況や、市民意識調査の結果から見えてくる主な課題は以下のとおりと考えられます。

成年後見制度の利用状況における課題

【課題 1】 成年後見制度が十分に活用されていない

成年後見制度の利用者となりうる認知症高齢者は、2019 年(平成 31 年)4 月 1 日時点で 56,749 人おり、また、同年 3 月 31 日時点の知的障がい者は 18,722 人、精神障がい者は 27,388 人います。一方、成年後見制度の利用者は同年 4 月 1 日時点で 2,687 人とどまり、全国的な利用状況と同様に、制度が十分に活用されているとは言えないため、権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる体制を整備する必要があります。

【課題 2】 保佐、補助及び任意後見の利用割合が低い

全国的な成年後見制度の各類型の利用割合と同様、本市においても成年後見の利用割合が約 8 割を占め、その他の類型の利用割合が低い状況のため、利用者の能力に応じたきめ細やかな対応や、利用者の自発的意思を反映させていく必要があります。

市民意識調査により把握した課題

【課題 3】 成年後見制度が市民に知られていない

「成年後見制度の名称だけではなく、制度の内容も知っていた」と回答した市民は約 3 割にとどまり、制度内容の認知度が低い状況のため、広報・啓発活動を実施していく必要があります。

【課題 4】 成年後見人等を支援する体制が整備されていない

親族後見人等からの支援を望む市民や、親族後見人等となって支援することに抵抗がない市民は多い状況です。一方、親族後見人等となって支援することに抵抗がある理由に「財産管理等を行う知識や経験がない・重い責任を感じる・トラブルに遭いそう・不安を感じる」と回答した市民が多く、成年後見人等を支援していく体制を整備する必要があります。

第3章

計画の理念・目標と施策の体系

1 基本理念

一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ

権利擁護支援は、「すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援するもの」です。しかし、その権利は認知症高齢者や障がいのある方の場合、本人の努力だけでは尊厳の保持は難しく、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を行う必要があります。

権利擁護支援が必要な人を発見し、速やかに適切な支援につなげるためには、地域の市民・関係団体等が権利擁護支援の重要性を理解し、それぞれの役割を果たしながら地域全体で取り組むことが期待されています。

また、本人らしい生活が実現できるよう、財産管理に留まらず、本人の意思が尊重され、かつ、生活の質の向上につながる福祉的支援も重要となります。

このような背景から、地域の市民・関係団体・行政等が連携して権利擁護支援に取り組むことにより、認知症高齢者、知的・精神上的の障がいのある方を含む全ての市民が、安心して、いきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指していきます。

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ

成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します

権利擁護が必要な方を適切な支援につなげていくためには、地域関係団体や関係機関とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した連携体制の構築が重要です。そのため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の設置等を行います。

基本目標Ⅱ

誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます

制度の利用を促進するためには、安心して成年後見制度を利用できる仕組みをつくる必要があります。成年後見制度を必要とする方が速やかに制度利用に結びつくよう、制度の周知や利用支援等に関する仕組みづくりを行います。

基本目標Ⅲ

後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増加していくことを踏まえ、より一層の支援が必要となります。そのため、成年後見人等が、地域において孤立することなく、継続的かつ安定的な活動が行われるよう、中核機関を中心としたバックアップ体制を整えていきます。

3 施策の体系

本計画で設定する基本目標を達成するため、本市は6つの施策を展開していきます。6つの施策に対応する主な取組については、第4章に掲載しています。

基本理念	基本目標	施策
一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが自分らしく生きられる 共生のまち さっぽろ	I 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します	1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築
	II 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます	2 制度利用につながる情報提供や相談実施
		3 成年後見制度利用支援事業の推進
		4 後見人となる人材の育成・活用
		5 権利擁護支援に関する検討の場の整備
	III 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます	6 後見活動を支援する仕組みづくり

第4章

施策の展開

基本目標Ⅰ

成年後見制度の利用を促進するための
体制を整備します

施策１

権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築

施策 1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築

【現状と課題】

家族や地域のつながりの希薄化が進む今日、判断能力が不十分で金銭管理などの日常生活に支障を来す場合や、自ら SOS を発信することが難しいなど、生きづらさを抱える人の尊厳が脅かされる場面が多くなってきています。

例えば、身の回りの世話をしてもらうために必要な介護サービスなどの契約をすることが難しかったり、自分に不利益な契約であってもよく判断ができず契約を結んでしまい、悪徳商法などの消費者被害にあうなどの問題が発生しています。

また、身近な家族などが、本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限するなどの経済的虐待を行うなどの問題も発生しています。

そのため、権利擁護が必要な人を発見し、速やかに適切な支援に結び付けるとともに、本人らしい生活を守るための制度として、成年後見制度を利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制が求められています。

【施策の方向性】

- ・本市の権利擁護支援、成年後見制度利用促進機能の強化に向け、成年後見制度に関わる関係団体等と連携を図るネットワークを構築します。
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークを構成する団体と役割分担し、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の促進を図っていきます。
- ・当該地域連携ネットワークを効果的に機能させるため、コーディネート等を行う機関を設置します。
- ・本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用が行われるよう、成年後見人等を支援していきます。

【主な取組】

(1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置

本市の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた進捗管理、地域連携ネットワークのコーディネート等を行う中核となる機関（以下、「中核機関」と言う。）を設置します。

中核機関では、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護支援に関する広報・啓発活動や制度利用等に関する相談対応に取り組みます。

また、成年後見人等への適切な支援が行えるよう、家庭裁判所と情報交換、調整等を行い、制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。

(2) 地域連携ネットワークの機能の整備

成年後見制度の利用促進に向け、中核機関が成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者福祉・医療の関係機関、行政、司法、地域の関係団体と連携を図りながら、3つの役割（①権利擁護支援が必要な人の発見・支援 ②早期の段階からの相談・対応体制の整備 ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築）を念頭に地域連携ネットワークを構築します。

そのうえで、成年後見制度の利用に資する4つの機能（広報機能・相談機能・利用促進機能・後見人支援機能）について、地域連携ネットワークを構成する団体と分担し段階的に整備していきます。

(3) 専門職団体や関係機関による協議会の設置

地域連携ネットワークを効果的に機能させるため、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者福祉・医療の関係機関、行政、司法、地域の関係団体等を構成員とする札幌市成年後見制度協議会を設置します。

なお、中核機関が同協議会の事務局を担うことで、地域連携ネット

ワークのコーディネートを行い、当該制度の利用促進を図るための連携体制を強化していきます。

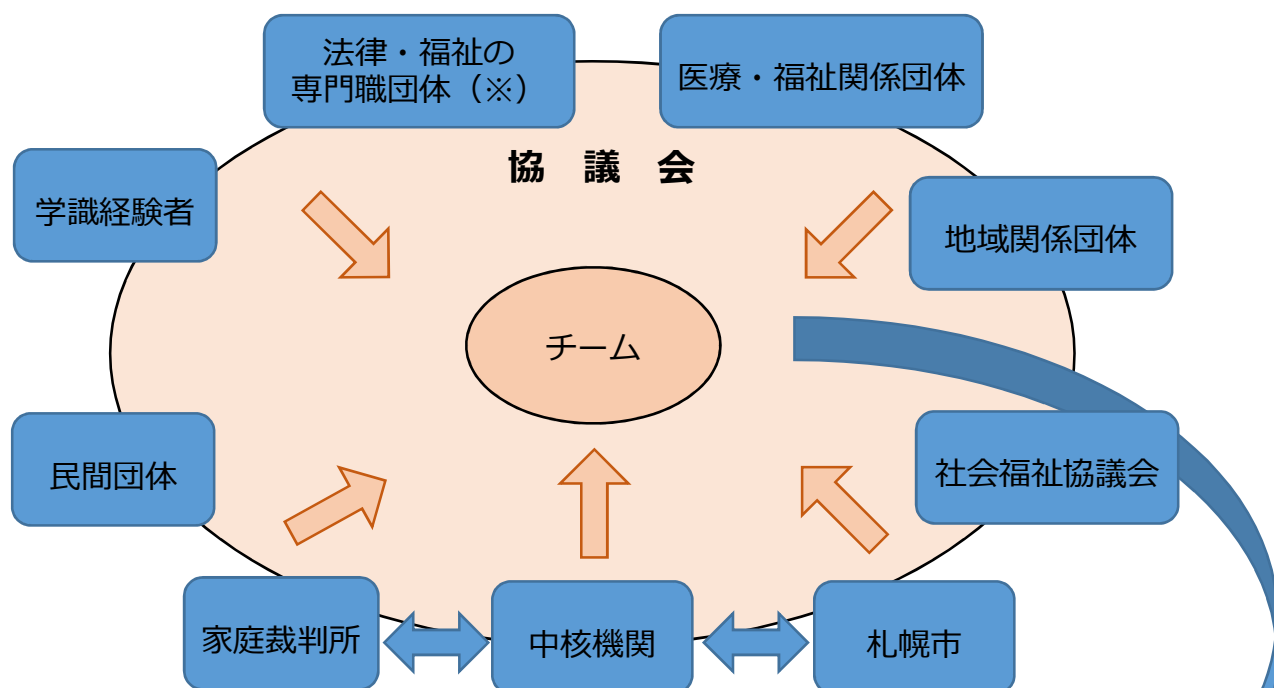
(4) チームによる後見活動の推進

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援に結び付ける機能を強化するための仕組みとして「チーム」による後見活動を推進します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見開始後は、これに成年後見人等が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進め、日常的な関わりを通して本人の意思を尊重した心身・財産の保護が行なわれるよう推進していきます。

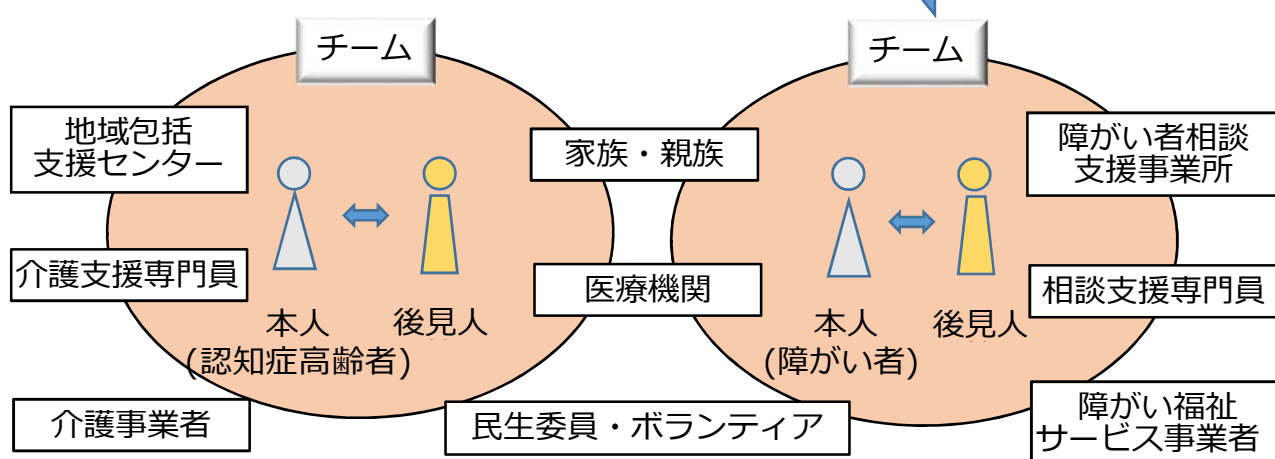
また、さまざまな理由で成年後見制度に結び付かなかった場合には、本人に関わった関係機関が地域連携ネットワークを活用し、継続的に意思決定支援を行いながら適切な権利擁護支援につないでいけるよう、働きかけを行います。

地域連携ネットワークのイメージ



※ 弁護士会・司法書士会・社会福祉会・税理士会・行政書士会等

チームのイメージ



基本目標Ⅱ

誰もが等しく安心して成年後見制度を
利用できる仕組みを整えます

施策 2

制度利用につながる情報提供や相談の実施

施策 3

成年後見制度利用支援事業の推進

施策 4

後見人となる人材の育成・活用

施策 5

権利擁護支援に関する検討の場の整備

施策 2 制度利用につながる情報提供や相談の実施

【現状と課題】

成年後見制度は、判断能力が十分ではない人の財産や生活を守る重要な制度ですが、どのようにしたら利用できるのか、何がしてもらえるのかが市民にあまり理解されておらず、身近な制度とは言えない状況にあります。

さらに、制度利用を検討する段階に至った場合でも、制度自体の難しさや申立てに必要な書類の煩雑さなどから、制度利用に至らないケースもあり、制度の利用を促進するうえでの大きなハードルのひとつとなっています。

本市における市民意識調査（2019 年（平成 30 年）12 月実施）においても、成年後見制度の認知度が低く、市内で成年後見制度を利用している人は、市内の認知症高齢者や精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持者に対して、利用率はかなり低い状況にあります。

そのため、成年後見制度の利用促進に向けて、制度の周知啓発を行うとともに、権利擁護に関する相談対応等を実施していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・市民が成年後見制度の理解を深めて制度を利用しやすいものとするよう、成年後見制度の周知啓発を進めます。
- ・成年後見制度を含めた適切な権利擁護支援に結び付けるために相談・支援体制を充実させます。
- ・権利擁護支援が必要な人を日常的に支援することが多い福祉・医療の関係機関の職員への研修を行います。

【主な取組】

(1) 制度周知のための広報・啓発活動

本市においては、これまで、成年後見制度に関わる専門職団体や札幌市社会福祉協議会などで、一般市民向けへの周知や啓発活動を行ってきました。

そのため、新たに設置する中核機関では、これら機関と連携を図り、パンフレット等を活用した制度周知、フォーラムやセミナー、相談会等の開催など、市民や関係機関に幅広く制度内容や相談窓口についての周知を図るための広報・啓発活動を行います。

その際には、任意後見・保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭において広報・啓発活動を行います。

(2) 関係機関の職員に対する研修の実施

権利擁護支援が必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応を行うためには、日常的にこれら対象者に接する機会の多い関係者の意識醸成が不可欠です。そのため、高齢者や障がい者と接する機会の多い福祉や医療の関係機関の職員、民生委員、福祉のまち推進センターの活動者等に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業など、適切な制度に結び付けるための研修等を実施します。

(3) 権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進

地域福祉の担い手である民生委員や福祉のまち推進センターなどの日頃の活動を通じて、権利擁護支援の必要な人を発見又は既に発見されている人を適切な制度に結び付けるよう支援していきます。

(4) 成年後見制度の利用に関する相談の実施

新たに設置する中核機関において、任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について早期の段階から相談できる窓口を開設します。

また、引き続き、成年後見制度に関わる専門職団体の個別相談窓口や、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所が中核機関と連携を図りながら、権利擁護支援に関する相談対応を行います。

施策3 成年後見制度利用支援事業の推進

【現状と課題】

本市では、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の方の財産管理等における保護が必要となり、成年後見制度の申立てをする親族がない場合には、市長が札幌家庭裁判所に対して後見等開始の審判の申立てを行っています（以下、「市長申立て」という。）。

また、資産・収入等の状況に応じて、市長申立てに係る費用や成年後見人等の報酬を助成しています。

成年後見制度の利用が必要な人の増加に伴い、成年後見制度利用支援事業の需要も高まっていくものと想定されるため、適切かつ円滑に事業を実施することが求められています。

【施策の方向性】

- ・ 身寄りのない認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

【主な取組】

(1) 市長申立ての実施

判断能力が十分ではないために、成年後見制度を利用する必要性が高いものの、親族による申立てができない事情がある方に対して、適切かつ円滑に市長申立てを実施します。

(2) 申立費用及び報酬費用助成の実施

市長申立て事案において、資産・収入等の要件を満たした方に対し、その申立費用及び成年後見人等に対する報酬の助成を実施します。

また、市長申立て以外の事案における申立費用及び報酬費用の助成の実施について検討課題とします。

施策4 後見人となる人材の育成・活用

【現状と課題】

本市では、身寄りのない方や親族と疎遠の方など、適切な成年後見人等が得られない人に対する支援として、2014年度(平成26年度)から、弁護士等の専門職以外の市民が後見人等として活動する「市民後見人」を養成するとともに、市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦する取組を行っています。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の需要は一層高まるものと考えられており、成年後見人等となる人材の育成・活用が求められています。

【施策の方向性】

- ・身近な支援者である市民後見人や法人後見事業者など地域の資源を活用し、権利擁護支援の担い手の確保に努めます。

【主な取組】

(1) 市民後見人の養成

成年後見制度の需要に応じた成年後見人等を確保していくため、地域における身近な存在として、地域の実情を熟知した上で、その実情に即して本人の意思をより丁寧にくみ取って後見等事務を進めていくことができる市民後見人候補者を養成します。

また、養成研修終了後も、定期的に市民後見人候補者の資質向上に資するフォローアップ研修を行うほか、受任している市民後見人の活動に対する支援も引き続き実施していきます。

(2) 法人後見事業の推進

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、個人で成年後見人等に就任したのと同様に、判断能力が十分ではない人の保護・支援を行うことをいいます。

法人後見は、長期間の後見業務が想定される場合、継続性や専門性の観点から、その活用が有用である場合もあるとされています。

そのため、本市では、法人後見実施団体の活動を推進するために、地域連携ネットワークを活用し、後見活動に関する相談対応を行います。

施策5 権利擁護支援に関する検討の場の整備

【現状と課題】

本市では、権利擁護支援の一つとして、札幌市社会福祉協議会が実施主体となり、日常生活自立支援事業を実施しています。当該事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携強化が重要となります。

また、本市では、市民後見推進事業により養成した市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦する取組を行っています。

国基本計画では、家庭裁判所に選任される成年後見人等は、本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が選任されることが多くなっており、第三者が成年後見人等になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

そのため、成年後見制度の利用者がメリットを実感できていないケースも多く、本人の利益保護のために最も適切な成年後見人等が選任されるための取組が求められています。

【施策の方向性】

- ・日常生活支援事業利用者の状況に応じて成年後見制度へのスムーズな移行が行われるよう札幌市社会福祉協議会と連携を強化します。
- ・本人の状況等に応じ、適切な成年後見人等候補者が選定されるよう推薦する体制の整備について検討していきます。

【主な取組】

(1) 日常生活自立支援事業からの移行支援

日常生活自立支援事利用者の中には、認知機能の低下が進行するなどにより、成年後見制度への転換が望ましいケースが見込まれます。

そのため、日頃から利用者と接している専門員・生活支援員を抱える札幌市社会福祉協議会と中核機関が連携を図り、保佐、補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、スムーズに成年後見制度に移行できるよう体制を整備します。

(2) 適切な候補者を推薦するための仕組みづくり

市長申立て事案において市民後見人の受任が適任と考えられる場合や、家庭裁判所からの市民後見人候補者推薦依頼を受けた場合には、適切な成年後見人等が選任されるよう、学識経験者や法律の専門職等で構成される受任調整部会を開催し、市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦します。

また、市民後見人以外の成年後見人等候補者の推薦については、国の動向や本市における成年後見に関する申立ての状況等も踏まえ、対象範囲や実施時期について検討していきます。

基本目標Ⅲ

後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

施策 6

後見活動を支援する仕組みづくり

施策6 後見活動を支援する仕組みづくり

【現状と課題】

本市では、市民後見推進事業を実施し、市民後見人が活動する上での困りごとを解決するための相談対応等を行い、その活動を支援する体制を整備しています。

しかし、市民後見人以外の成年後見人等からの相談については、現在、家庭裁判所が対応しているものの、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言は困難であるとされています。

そのため、住民に身近な地域において、本人や成年後見人等を支援するための仕組みづくりを進め、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた制度運用がなされるような体制を整備していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 本人の意思決定支援を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する体制を整備します。
- ・ 本人を支援する成年後見人等が孤立して後見活動を行うことがないよう、その活動を支援する体制を整備します。

【主な取組】

(1) 後見活動に関する相談体制の整備

成年後見人等からの後見活動に関する相談に対応するため、中核機関に新たに相談対応を行う窓口を設置し、専門職団体の既存の相談対応とともに、後見活動を支援する体制を整備します。

(2) チームに対する支援

本人の意思決定支援を尊重し、身上保護を重視した後見活動が行われるよう、必要に応じ、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が連携するチーム化の構築を支援するとともに、チーム関係者からの相談対応も行い、適切な制度運用がなされるよう支援します。

(3) 専門職等との連携の強化

中核機関に設置する相談窓口に寄せられた後見活動等に関する専門的な相談に対応するため、専門職団体と連携し、成年後見人等に対する実務支援の充実を図ります。

また、後見活動等に関する専門的なニーズを把握し、必要に応じて、中核機関に専門職の窓口を配置するなどの支援体制の構築について検討していきます。

第5章

計画の推進について

計画の推進体制

(1) 市民、関係団体、行政等による連携した計画の推進

本計画は、成年後見制度の利用を促進するため、基本理念及び基本目標を定め、本市の成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係団体、行政等が、それぞれの役割を担いながら連携し、計画を推進していくことが必要です。

(2) 計画の進行管理・評価

本計画の進行管理・評価は、附属機関である札幌市地域福祉社会計画審議会に進捗状況等を報告し、評価・意見をいただきながら検証するとともに、地域連携ネットワークにおける札幌市成年後見制度協議会(仮称)からも意見をいただき、今後のより良い施策展開につなげていきます。

(3) 成果指標

指 標	基準(2020)	目標(2021 年)
中核となる機関の設置	—	設置

権利擁護支援を必要とする人を適切な支援に結び付け、本人の意思決定支援・身上保護を重視した制度として運用していくためには、成年後見制度の関係者で構成される地域連携ネットワークを整備し、コーディネートを担う中核となる機関が重要となります。

本市では、2021 年（令和 3 年）に中核となる機関を設置し、成年後見制度の広報・啓発活動を実施するほか、制度利用や後見活動等に関する相談窓口を設ける等、当該制度の利用促進を図るための取組を進めていきます。